

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年10月14日
【会社名】	日本商業開発株式会社
【英訳名】	Nippon Commercial Development Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松岡 哲也
【本店の所在の場所】	大阪府中央区今橋四丁目1番1号
【電話番号】	06(4706)7501(代表)
【事務連絡者氏名】	人事総務本部 源 拓也
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区今橋四丁目1番1号
【電話番号】	06(4706)7501(代表)
【事務連絡者氏名】	人事総務本部 源 拓也
【縦覧に供する場所】	日本商業開発株式会社東京支店 (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年6月25日開催の第20期定時株主総会において決議された決議事項について、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2020年6月29日に臨時報告書を提出いたしました。当社の議決権行使集計業務を委託している三井住友信託銀行株式会社（当社の株主名簿管理人）において、一部議決権の未集計が判明したため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

(3) 株主総会決議事項に対する結果等

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

2 報告内容

(訂正前)

(3) 株主総会決議事項に対する結果等

株主総会 決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	58,250	581	0	99.01	可決
第2号議案	58,093	735	3	98.75	可決
第3号議案					
松岡 哲也	56,574	2,247	3	96.18	可決
原田 博至	57,920	901	3	98.46	可決
入江 賢治	58,039	782	3	98.67	可決
松本 和也	58,022	799	3	98.64	可決
第4号議案					
西村 浩之	54,627	4,201	3	92.85	可決
清水 章	57,513	1,315	3	97.76	可決
谷口 嘉広	57,699	1,129	3	98.08	可決
志和 謙祐	57,861	967	3	98.35	可決
第5号議案	57,204	1,617	3	97.25	可決
第6号議案	57,138	1,680	3	97.14	可決

(注) 1. 第1号議案、5号議案ならびに6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 第3号議案ならびに第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1の出席と、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(訂正後)

(3) 株主総会決議事項に対する結果等

株主総会 決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	<u>58,374</u>	581	0	99.01	可決
第2号議案	<u>58,217</u>	735	3	98.75	可決
第3号議案					
松岡 哲也	<u>56,698</u>	2,247	3	96.18	可決
原田 博至	<u>58,044</u>	901	3	<u>98.47</u>	可決
入江 賢治	<u>58,163</u>	782	3	98.67	可決
松本 和也	<u>58,146</u>	799	3	98.64	可決
第4号議案					
西村 浩之	<u>54,744</u>	<u>4,208</u>	3	<u>92.86</u>	可決
清水 章	<u>57,637</u>	1,315	3	97.76	可決
谷口 嘉広	<u>57,820</u>	<u>1,132</u>	3	<u>98.07</u>	可決
志和 謙祐	<u>57,985</u>	967	3	98.35	可決
第5号議案	<u>57,318</u>	<u>1,627</u>	3	<u>97.23</u>	可決
第6号議案	<u>57,252</u>	<u>1,690</u>	3	<u>97.13</u>	可決

- (注) 1. 第1号議案、5号議案ならびに6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 第3号議案ならびに第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1の出席と、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。